

令和3年度徳島市学校支援助教員配置事業要綱

徳島市教育委員会学校教育課

1 目 的

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、次のような小・中学校に助教員を配置する。

- (1) 通常の学級に、発達障害等により特別な支援を必要とする児童生徒が多数在籍し、配置要請をした学校。
- (2) 特別支援学級に、特に個別の支援を必要とする児童生徒が在籍し、配置要請をした学校。
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認めた学校。

2 資格要件

次の(1)(2)のすべての資格を備えている者を、小・中学校に配置する。

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(教員の欠格事由)に該当しない者。
- (2) 教育職員免許法による小・中・高等学校、養護教諭のいずれかの免許状(専修、一種又は二種、一級又は二級のいずれか)を有する者。又は上記の免許状を令和3年3月31日までに取得見込みの者。

3 期 間

令和3年4月1日～令和4年3月31日(予定)

4 配置方法

- (1) 配置を要請する学校は、所定の期日までに要請書を教育委員会に提出する。
- (2) 要請のあった学校から、特別な支援の必要な児童生徒の状況等を考慮して、教育委員会が配置校を決定する。
- (3) 勤務の形態は1日7時間45分の全日の勤務とする。
- (4) 状況等の変化により、年度途中で配置校を変更する場合がある。
- (5) 配置先の学校の校長は、本事業の目的に則り、助教員に職務内容を命ずる。

5 事業実施について

- (1) 本事業の事務取扱は、学校教育課指導係が行う。
- (2) 助教員の勤務条件等については、別紙のとおりとする。
- (3) 助教員は、次の書類を提出する。
 - ①履歴書
 - ②教育職員普通免許状の表と裏の写し
 - ③更新講習修了確認等証明書の写し(免許状を更新した者のみ提出)※②及び③の代わりに「免許状授与証明書」でも構わない。